

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	特定中小企業者の認定	経 No. 15
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		中小企業信用保険法第2条第5項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	中小企業庁が示した基準等に基づき認定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年 4月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法第2条第4項第5号(業種)関係) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成12年 4月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法第2条第4項第5号(業種)関係) 平成 年 月 日変更(※)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	利用の許可	経 No. 31
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市職業訓練センター条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市職業訓練センター条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市職業訓練センター利用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市職業訓練センター利用許可申請に対する許可（条例第4条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>2 鹿沼市職業訓練センター利用許可基準（条例第5条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	使用料の減免	経 No. 33
---------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市職業訓練センター条例第12条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市職業訓練センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	専用利用の許可	経 No. 40
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例第10条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用利用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用利用の許可申請に対する許可（条例第10条第1項）</p> <p>(1) ロッジを専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) (1)の許可を受けた者は、別表第2に掲げる専用使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用利用の許可の基準（条例第4条） 市長は、ロッジの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロッジの専用利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はロッジの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊してロッジを利用しようとする者が未成年で成年の引率者がいないとき。</p> <p>(5) その他ロッジの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	<p>平成21年 3月 1日設定</p> <p>平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	<p>平成21年 3月 1日設定</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	専用利用の許可	経 No. 45
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例第5条第1項
	関係条項	鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、交流館の専用利用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の専用利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は交流館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	<p>平成21年 3月 1日設定</p> <p>平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	<p>平成21年 3月 1日設定</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	使用料等の減免	経 No. 46
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例第6条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市前日光つつじの湯交流館使用料等の減免承認基準 市長は、利用者において使用料又は専用使用料（以下「使用料等」という。）を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※減免規定の明確化） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	使用料：総日数 1日（休日は含まない。） 専用使用料・設置使用料：総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園の占用の許可	経 No. 62
---------	------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	かぬま屋台公園条例第7条において例によることとされている鹿沼市都市公園条例第10条第1項
	関係条項	都市公園法第2条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 屋台公園に公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項にいう公園施設をいう。）以外の工作物その他の物件又は施設を設けて屋台公園を占用しようとする者に対する許可の基準及び申請手続については、鹿沼市都市公園の例による。 2 鹿沼市都市公園条例第10条第1項の規定 市長は、公衆の利用に著しい支障を及ぼさない場合及び必要やむを得ないと認められる場合に限り、公園の一部の占用を許可することができる。
	参考事項	都市公園法第6条
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定)
	平成 年 月 日変更(※))
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園の使用料等の減免	経 No. 65
---------	--------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	かぬま屋台公園条例第8条第3項において例によることとされている鹿沼市都市公園条例第15条
	関係条項	
		<p>1 前2項の規定による占用料及び使用料の徴収、還付及び減免については、鹿沼市都市公園の例による。</p> <p>2 鹿沼市都市公園条例の規定 市長は、使用料等を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
参考事項		
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	特別地域内における行為の許可	経 No. 71
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		栃木県立自然公園条例第12条第3項
審査基準	関係条項	栃木県立自然公園条例施行規則第15条の2
	基準 (未設定の場合はその理由)	特別地域内における行為の許可基準については、 栃木県立自然公園条例施行規則 第15条の2に規定のとおり。
	参考事項	
設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
))	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日(休日は含まない)
	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	専用利用の許可	経 No. 78
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちの駅新鹿沼宿条例第4条第1項
	関係条項	鹿沼市まちの駅新鹿沼宿条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、新鹿沼宿の専用利用が次の各号のいずれかに該当するときは、新鹿沼宿の専用利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は新鹿沼宿の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他新鹿沼宿の管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	<p>平成24年 3月 1日設定</p> <p>平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	<p>平成24年 3月 1日設定</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p> <p>平成 年 月 日変更（※）</p>

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	使用料の減免	経 No. 80
---------	--------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市まちの駅新鹿沼宿条例第12条
	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市まちの駅新鹿沼宿使用料の減免承認基準 市長は、専用利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は専用利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 農政課

許認可等の内容	利用の許可	経 No. 86
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市農産加工所条例第3条第1項
	関係条項	鹿沼市農産加工所条例第4条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>鹿沼市農産加工所利用許可の基準</p> <p>1 鹿沼市農産加工所利用申請に対する許可（条例第3条）</p> <p>(1) 加工所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 市長は、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>2 鹿沼市農産加工所利用許可基準（条例第4条）</p> <p>市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、加工所の利用の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は加工所の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 加工所の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障が生ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成21年 3月 1日変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 農政課

許認可等の内容	使用料の減免	経 No. 88
---------	--------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市農産加工所条例第7条
	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市農産加工所使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を減免することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 25年 3月 1日 変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日 変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 農政課

許認可等の内容	農村公園内の行為の許可	経 No. 117
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農村公園条例第3条第1項
	関係条項	鹿沼市農村公園条例第3条第3項において準用する鹿沼市都市公園条例第5条第2項
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>鹿沼市農村公園（以下「公園」という。）内の行為の許可の基準</p> <p>1 公園内の行為の許可申請に対する許可（第3条第1項） 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行商、露店商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画等を撮影すること。 (3) 興行すること。 (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 <p>2 公園内の行為の許可基準（鹿沼市農村公園条例第3条第3項において準用する鹿沼市都市公園条例第5条第2項） 市長は、次に掲げる場合には前項の許可をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことが予想される場合 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は公園の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められる場合 (3) 従前に許可したときに義務を果たさなかったと認められる場合 (4) 施設の利用に当たり使用料等を納付しない場合 (5) その他市長が公園の利用として適当でないと認めた場合 <p>3 許可の条件（第3条第2項） 市長は、1の許可をするときは、公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

経済部 産業振興課(公設地方卸売市場)

不利益処分の内容	買受人の承認の取消し	経 No. 144
----------	------------	-----------

根拠法令及び条項 関係条項 基準 (未設定の場合 はその理由) 参考事項 設定等年月日	鹿沼市公設地方卸売市場条例第19条
	鹿沼市公設地方卸売市場条例第17条第3項第1号及び第3号
	1 買受人の承認の取消し 市長は、買受人が第17条第3項第1号又は第3号に該当することとなったとき、又は卸売の相手として必要な資力若しくは信用を有しなくなったときは、買受人の承認を取り消すものとする。 2 第17条第3項の規定 (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。(第1号) (3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者の役員又は使用人であるとき。(第3号)
	基準 (未設定の場合 はその理由)
	参考事項 平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票
経済部 産業振興課(公設地方卸売市場)

許認可等の内容	買受人、卸売業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可	経 No. 160
---------	----------------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公設地方卸売市場条例第44条第2項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(④)(事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
	参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定	
	平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	利用者登録	経 No. 186
---------	-------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市堆肥化センター条例第6条
	関係条項	鹿沼市堆肥化センター条例第5条及び第7条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市堆肥化センター利用者登録の基準</p> <p>1 利用者登録（条例第6条）</p> <p>(1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、利用者としての登録（以下「利用者登録」という。）を受けなければならぬ。</p> <p>(2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、利用者登録をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>(3) 利用者登録に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 利用者の範囲（条例第5条）</p> <p>センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者で畜産業、造園業、木工業又は林業（以下「畜産業等」という。）を営むもの</p> <p>(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で畜産業等を営むもの</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 利用者登録の制限（条例第7条）</p> <p>市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (裏面へ)</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	利用者登録	経 No. 186
---------	-------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 廃棄物処分業者その他これに準ずる者が廃棄物の処分を目的としているおそれがあると認められるとき。 (5) 有機性資源の搬入量がセンターの処理能力を超えるおそれがあると認められるとき。 (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	市有自動車の利用許可	経 No. 187
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市堆肥化センター条例第8条第2項
	関係条項	鹿沼市堆肥化センター条例第5条、第6条、第7条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市堆肥化センター市有自動車の利用基準 下記の1から3に示す鹿沼市堆肥化センター利用者登録基準に基づき鹿沼市堆肥化センターの利用者登録を行っている者で、あらかじめ市長の許可を得た者</p> <p>1 利用者の範囲（条例第5条） センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に住所を有する者で畜産業、造園業、木工業又は林業（以下「畜産業等」という。）を営むもの (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で畜産業等を営むもの (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>2 利用の許可（条例第6条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、利用者としての登録（以下「利用者登録」という。）を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、利用者登録をする場合に条件を付すことができる。 (3) 利用者登録に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 許可の基準（条例第7条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	市有自動車の利用許可	経 No. 187
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 廃棄物処分業者その他これに準ずる者が廃棄物の処分を目的としているおそれがあると認められるとき。 (5) 有機性資源の搬入量がセンターの処理能力を超えるおそれがあると認められるとき。 (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の認定	経 No. 195
---------	-----------	-----------

根拠法令及び条項	森林法第11条第1項	
関係条項	森林法第11条第2項から第6項まで 森林法施行令第3条 森林法施行規則第8条の20から第13条の3まで	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	1 森林所有者等が、単独で又は共同して、基準に適合する森林(※1)において、必要な事項(※2)を記入し、必要な書類(※3)を添付して作成した森林経営計画書(5年を1期とする)が、次に掲げる要件の全てをみたすときには、当該計画書が適当である旨の認定をすることができる。 (1) 長期の方針(※4)が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 法に掲げる事項(※5)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 ア 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準(※6) イ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準(※7) (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (裏面へ)
	参考事項	
設定等年月日	平成14年 4月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(森林法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更()	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)
	設定等年月日	
	平成14年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の認定	経 No. 195
---------	-----------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>(5) 法に掲げる事項（※8）に火入れに関する事項が記載されている場合は、その火入れをする目的が造林のための地こしらえ又は害虫駆除であること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に法第11条第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令（※9）で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(※1) 法施行令第3条第1項及び第2項の基準に適合する森林を指す。</p> <p>(※2) 法第11条第2項の各号及び第3項の事項を指す。</p> <p>(※3) 法施行規則第11条で定める書類を指す。</p> <p>(※4) 法第11条第2項第1号の方針を指す。</p> <p>(※5) 法第11条第2項第3号～第6号に掲げる事項を指す。</p> <p>(※6) 法施行規則第12条の基準を指す。</p> <p>(※7) 法施行規則第13条の1の基準を指す。</p> <p>(※8) 法第11条第2項第4号又は第7号に掲げる事項を指す。</p> <p>(※9) 法施行規則第13条の2第1項及び第2項の要件を指す。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の変更の認定	経 No. 196
---------	--------------	-----------

	根拠法令及び条項	森林法第12条第1項及び第2項
	関係条項	森林法第12条第3項において準用する第11条第4項から第6項まで 森林法施行令第3条 森林法施行規則第8条の20第1項から第13条の4まで
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 森林所有者等が、単独で又は共同して、基準に適合する森林(※1)において、必要な事項(※2)を記入し、必要な書類(※3)を添付して作成した変更後の森林経営計画書(5年を1期とする)が、次に掲げる要件の全てをみたすときには、当該変更後の計画書が適当である旨の認定をすることができる。</p> <p>(1) 長期の方針(※4)が、変更後の森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 法に掲げる事項(※5)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>ア 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準(※6)</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準(※7)</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成14年 4月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※森林法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成14年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の変更の認定	経 No. 196
---------	--------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(5) 法に掲げる事項（※8）に火入れに関する事項が記載されている場合、その火入れをする目的が造林のための地こしらえ又は害虫駆除であること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に法第11条第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令（※9）で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(※1) 法施行令第3条第1項及び第2項の基準に適合する森林を指す。</p> <p>(※2) 法第11条第2項の各号及び第3項の事項を指す。</p> <p>(※3) 法施行規則第11条で定める書類を指す。</p> <p>(※4) 法第11条第2項第1号の方針を指す。</p> <p>(※5) 法第11条第2項第3号～第6号に掲げる事項を指す。</p> <p>(※6) 法施行規則第12条の基準を指す。</p> <p>(※7) 法施行規則第13条の1の基準を指す。</p> <p>(※8) 法第11条第2項第4号又は第7号に掲げる事項を指す。</p> <p>(※9) 法施行規則第13条の2第1項及び第2項の要件を指す。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
根拠法令及び条項	森林法第34条第1項（第44条において準用する場合を含む。）	
関係条項	森林法第34条第1項ただし書、第3項及び第4項 森林法施行規則第22条の8第1項 森林法施行令第4条の3第1項	
審査基準	<p>基準（未設定の場合 はその理由）</p> <p>1 許可を要しない場合 市長の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第1項に規定する折伐による立木の伐採をする場合 (3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第188条第2項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合（2参照） <p>2 農林水産省令で定める場合 農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合 (3) 倒木又は枯死木を伐採する場合 (裏面1へ) 	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	
標準処理期間	<p>標準処理期間（未設定の場合 はその理由）</p> <p>総日数 30日（休日は含まない。）</p>	
	<p>設定等年月日</p> <p>平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）</p>	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合 (5) 森林法第34条第2項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (6) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであって都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (7) 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (8) その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (9) 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (10) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合
		3 市長は、立木を伐採の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるないと認められるときは、これを許可しなければならない。 4 市長は、立木を伐採の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとなるないと認められるときは、政令で定める基準(5参照)に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>5 法第34条第4項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、おおむね、次により、その申請に係る伐採の面積を当該同一の単位とされる保安林等につき前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度まで縮減する。</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度（当該森林につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第34条第1項の許可がされている場合には、その許可された面積をその年伐面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。以下この号において同じ。）を超えないものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、縮減しない。</p> <p>ロ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度（当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積）まで縮減する。</p> <p>ハ ロの場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、ロの規定によるとして伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、ロの規定にかかわらず、その達するまでの部分の面積をロの規定によるとすれば縮減される伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積（当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部）を当該申請につきロの規定によるとして伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。</p> <p>(2) 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施業要件として別表第2の第2号(1)ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、当該箇所に係る当該一箇所当たりの面積の限度たる面積（当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第34条第1項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一箇所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次号において同じ。）を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。</p>
------	---------------------	--

(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(3) 同一の単位とされる保安林等の立木又は前号の森林の一箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が一である場合には、それぞれ、当該同一の単位とされる保安林等につき前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度又は当該箇所に係る一箇所当たりの面積の限度たる面積まで縮減する。</p> <p>(4) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区の森林でその指定施業要件として別表第2の第2号(1)ハの基準に準拠して皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木につき皆伐による伐採をしようとする申請については、その申請の内容を勘案して公正妥当な方法により当該残存部分に関する定めに適合するまで縮減する。</p> <p>(5) 択伐による伐採をしようとする申請については、当該森林に係る指定施業要件として別表第2の第2号(1)ニの基準に準拠して定められている材積の限度まで縮減する。</p>
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における土地の形質変更の許可	経 No. 200
根拠法令及び条項 森林法第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）		
審査基準	関係条項	森林法第34条第2項ただし書及び第5項 森林法施行規則第22条の10及び第22条の11第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 許可を要しない場合 保安林においては、市長の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合 (2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合 (3) 第188条第2項の規定に基づいてする場合 (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (5) 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合（2参照） (6) その他農林水産省令で定める場合（3参照） <p>2 軽易な行為であって農林水産省令で定めるもの 農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち (2) 倒木又は枯死木の損傷 (3) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷 <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における土地の形質変更の許可	経 No. 200
---------	-------------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>3 農林水産省令で定める場合 農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合 (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合 (3) 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合 (4) 学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合 (5) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合 <p>4 市長は、保安林における土地の形質変更の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

経済部 林政課

不利益処分の内容	択伐の計画の変更命令	経 No. 204
----------	------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	森林法第34条の2第2項（第34条の3第2項（第44条において準用する場合を含む。）及び第44条において準用する場合を含む。）
	関係条項	森林法第34条の2第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、前項（2参照）の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。 2 第34条の2第1項 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第3項において同じ。）をしようとする者は、前条第1項第1号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	経 No. 209
---------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項
審査基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び第3項 鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領第6
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該許可をしなければならない。</p> <p>(1) 捕獲等又は採取等の目的が第9条第1項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域（社寺境内、墓地）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>2 鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領については、別紙1のとおり。</p>
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成14年 4月 1日設定 平成21年 3月 1日変更（※） 平成25年 3月 1日変更（※県の要領変更に伴い別紙1、2を変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成14年 4月 1日設定 平成21年 3月 1日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

鹿沼市鳥獸捕獲等許可取扱要領

平成 29 年 3 月 31 日制定
(平成 30 年 3 月 31 日改正)
(令和 2 年 4 月 1 日改正)
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

目 次

第1章 総則

第1 趣旨	1
第2 許可対象者	1
第3 申請書類	2
第4 国有林野管理者との事前協議	2
第5 審査等	2
第6 標準処理期間	3
第7 不許可処分等	3
第8 許可条件	3
第9 許可後の処理	3
第10 許可証等の返納	3
第11 捕獲等の実績報告	3
第12 個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の状況報告	3
第13 ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲の取扱い	4
第14 その他	4

第2章 共通の許可基準等

第1 許可しない場合	5
第2 わなを使用する場合の許可基準	5
第3 保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲等の場合の許可基準	6
第4 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲等の場合の許可基準	6
第5 許可に当たっての条件の考え方	6
第6 捕獲許可を受けた者への指導	6

第3章 捕獲等の目的に応じた許可基準等

第1 学術研究を目的とする捕獲等の許可基準	9
第2 標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲等の許可基準	10
第3 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準	10
第4 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲等の許可基準	11
第5 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準	11
第6 個体数調整に係る捕獲等の許可基準	12
第7 有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可基準	13
第8 その他特別の事由を目的とする捕獲等の許可基準	19

附則	20
----	----

様式

様式 1 号 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（有害鳥獣捕獲）

様式 2 号 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（有害鳥獣捕獲以外）

様式 3 号 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳

様式 4 号 従事者証の交付申請書

様式 5 号 有害鳥獣捕獲依頼書

様式 6 号 有害鳥獣捕獲等申請に係る調査書

様式 7 号 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）

様式 8 号 従事者証

様式 9 号 鳥獣捕獲等許可証交付台帳

様式 10 号 鳥獣捕獲等実施報告書

様式 11 号 捕獲等調書

様式 12 号 ツキノワグマ捕獲票

様式 13 号 ニホンザル捕獲票（個体数調整・有害鳥獣捕獲）

様式 14 号 個体数調整・有害鳥獣捕獲 シカ・イノシシ捕獲カレンダー（銃猟用）

様式 15 号 個体数調整・有害鳥獣捕獲 シカ・イノシシ捕獲カレンダー（わな猟用）

様式 16 号 有害鳥獣捕獲 アライグマ・ハクビシン捕獲カレンダー

様式 17 号 鳥獣捕獲等事業指示書

様式 18 号 地域別被害発生予察表

別記 ツキノワグマ捕獲等許可基準

鹿沼市鳥獣捕獲等許可取扱要領

第1章 総則

第1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）に係る許可（以下「捕獲許可」という。）のうち、次の表の区分により鹿沼市長（以下「市長」という。）の権限に属する許可については、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

許可権者	鳥獣の捕獲等の内容
環境大臣	<p>次のいずれかに該当する捕獲等（法第9条第1項各号に掲げるもの）</p> <p>(1) 法第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区内における捕獲等</p> <p>(2) 希少鳥獣（国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境大臣が規則第1条の2で定めるもの）の捕獲等</p> <p>(3) 鳥獣の保護繁殖に重大な支障があるものとして環境大臣が規則第6条で定める獵具（かすみ網）を使用する捕獲等</p>
栃木県知事	<p>複数市町の範囲にまたがる区域での捕獲等（環境大臣の権限に属するものを除く。）</p> <p>※ 法第36条の危険獵法により捕獲等をする場合は、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可が別途必要</p>
市町長	<p>1 市町の範囲内の区域での捕獲等（環境大臣の権限に属するものを除く。）</p> <p>※ 法第36条の危険獵法により捕獲等をする場合は、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可が別途必要</p> <p>※ 栃木県知事が指定する法第15条第1項の指定獵法禁止区域において、当該指定獵法により捕獲等をする場合は、同条第4項の規定による栃木県知事の許可が別途必要</p> <p>※ 住居集合地域等において麻醉銃獵をする場合は、法第38条の2第1項の規定による栃木県知事の許可が別途必要</p>

第2 許可対象者

捕獲許可の対象者は個人又は法人とし、法人は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（認定を受けた種類の鳥獣を、認定を受けた獵法により、認定を受けた捕獲従事者が捕獲する場合に限る。）
- (3) 法第9条第8項の規定により環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）

第3 申請書類

捕獲許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の申請にあっては様式1号、その他の目的による捕獲等の申請にあっては様式2号とする。

(2) 区域図

捕獲等をしようとする区域を表示した図面（原則として1/25,000地形図）とする。なお、有害鳥獣捕獲の申請にあっては、被害の区域を併せて表示するものとする。

(3) 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳（様式3号）（個人が共同で申請する場合又は法人が申請する場合に限る。）

(4) 従事者証の交付申請書（様式4号）（法人が申請する場合に限る。）

(5) 有害鳥獣捕獲依頼書（様式5号）（有害鳥獣捕獲の申請であって、被害者と申請者が異なる場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、許可権者が必要と認める書類

捕獲等の目的、方法、捕獲等をした後の処置等を具体的に記載した計画書、使用する猟具や捕獲個体に装着する発信器・足環等の構造が分かる資料、捕獲等を実施する者の狩猟免状、狩猟者登録証、損害賠償保険証書の写し、認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写しなど、申請の内容に応じて市長が必要と認めた書類

第4 国有林野管理者との事前協議

捕獲等をしようとする区域内に国有林野が含まれる場合においては、申請者は、捕獲等の区域、方法等について、当該区域を管轄する森林管理署と事前に協議しなければならない。

第5 審査等

(1) 市長は、申請書類を受理したときは、書類の内容を審査し、速やかに許可の可否を決定するものとする。なお、有害鳥獣捕獲の申請の場合は、必要に応じて現地調査を行い、有害鳥獣捕獲等申請に係る調査書（様式6号）を作成するものとする。

(2) 市長は、法第36条の危険猟法による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可を別途申請するよう指導するものとする。

(3) 市長は、栃木県知事が指定する法第15条第1項の指定猟法禁止区域における当該指定猟法による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、同条第4項の規定による栃木県知事の許可を別途申請するよう指導するものとする。

(4) 市長は、住居集合地域等における麻醉銃猟による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、法第38条の2第1項の規定による栃木県知事の許可を別途申請するよう指導するものとする。

第6 標準処理期間

市長は、捕獲許可の申請に対する処分を、申請書類が提出された日（申請書類の不備又は不

足により補正を求めた場合は、当該補正がなされた日）から起算して、原則として 10 日以内に行うものとする。

第 7 不許可処分等

市長は、捕獲許可の申請に対して申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載することとする。

第 8 許可条件

市長は、捕獲等の許可に、必要に応じて条件を付すものとする。

第 9 許可後の処理

市長は、捕獲等を許可した場合には、次のとおり処理するものとする。

(1) 許可証の交付等

① 申請者に許可証(様式 7 号)を交付するとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整（以下「個体数調整」という。）又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可の場合には、腕章を貸与する。

② 法人に対して許可した場合は、①と併せて従事者証(様式 8 号)を交付する。

③ 鳥獣捕獲等許可証交付台帳(様式 9 号)に所要の事項を記載して整備する。

(2) 通知

許可後速やかに、捕獲等対象区域を管轄する警察署長、県出先事務所長（以下「県」という。）及び当該区域を担当する鳥獣保護管理員に対し、許可証、鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳、捕獲等の区域を示す地図等の写しを添付して通知する。

第 10 許可証等の返納

捕獲許可を受けた者は、許可の有効期間満了後 30 日以内又は目的達成後速やかに、許可証、従事者証及び腕章を市長に返納しなければならない。

第 11 捕獲等の実績報告

捕獲許可を受けた者は、第 10 の返納の際、返納する許可証又は従事者証に捕獲実績を記載して報告するとともに、個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可の場合には、鳥獣捕獲等実施報告書(様式 10 号)を併せて提出しなければならない。

ただし、第 12 に定める随時又は定期の報告に係るものについては、許可証又は従事者証への捕獲実績の記載は不要とする。

第 12 個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の状況報告

(1) 次に掲げる鳥獣の個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可を受けた者は、次の表の区分により、捕獲等の状況を市長に随時又は定期に報告しなければならない。

① 栃木県が第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」という。）又は防除実施計画を策定している種（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン）

② 栃木県版レッドリスト掲載種

対象鳥獣	捕獲場所	報告区分 (※1、※2)	報告様式
ニホンジカ		定期	捕獲カレンダー（様式14号又は15号）
イノシシ		定期	捕獲カレンダー（様式14号又は15号）
ツキノワグマ		随時	捕獲票（様式12号）
ニホンザル	管理計画の区域内	定期	捕獲票（様式13号）
アライグマ		定期	捕獲カレンダー（様式16号）
ハクビシン		定期	捕獲カレンダー（様式16号）
栃木県版レッドリスト掲載種		定期	捕獲等調書（様式11号）

※1 隨時報告は、捕獲後速やかに行うものとする。

※2 定期報告は半期（4～9月、10～3月）ごとに行うものとする。ただし、半期の途中に第11の実績報告をする場合には、当該報告と併せて定期報告を行うものとする。

(2) 市長は、(1)により提出を受けた各報告様式を、次のとおり県に提出するものとする。

報告様式	区分	提出時期
ツキノワグマ捕獲票（様式12号）	写し	随時
ニホンザル捕獲票（様式13号）	写し	半期ごと
シカ・イノシシ捕獲カレンダー（様式14号又は15号）	原本	半期ごと
アライグマ・ハクビシン捕獲カレンダー（様式16号）	写し	半期ごと
捕獲等調書（様式11号）	写し	半期ごと

第13 ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲の取扱い

ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可については、この要領の第1章から第3章に定めるもののほか、別記「ツキノワグマ捕獲等許可基準」によるものとする。

第14 その他

この要領に定めのない事項は、市長が定めるものとする。

第2章 共通の許可基準等

捕獲許可の審査等に当たり、次の事項については、捕獲等の目的にかかわらず共通の基準として取り扱うものとする。

第1 許可しない場合

次のような場合には、許可しないものとする。

- (1) 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- (2) 捕獲等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合(外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等する場合を除く)。
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (4) 捕獲等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (5) 鳥獣の愛玩飼養を目的とする捕獲等の場合

第2 わなを使用する場合の許可基準

わなを使用する捕獲等の申請については、次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、(1)の①のうち輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去の捕獲実績等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、この限りでない。

- (1) くくりわなを使用する捕獲等の申請の場合
 - ① わなの構造に関する基準

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲等を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であって、かつ、よりもどしを装着したものであること。
 - ② ツキノワグマの生息地でくくりわなを使用する場合
くくりわなを使用することについて、十分な必要性が認められるものであること。
- (2) 箱わなを使用する捕獲等の申請の場合
ツキノワグマの生息地においてイノシシ、ニホンジカ等を捕獲等するために箱わなを設置する場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、箱わな上部に脱出口を設けること。
- (3) とらばさみを使用する捕獲等の申請の場合
鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が 12 センチメートルを超えないもので、

衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では達成できない等、やむを得ない事由が認められること。

- (4) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申請の場合
箱わな（ドラム缶型わな）を使用し、銃器を併用すること。

第3 保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲等の場合の許可基準

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲等の申請について、捕獲等の必要性を特に慎重に審査するものとする。

なお、オオタカについては、原則として、個体数調整又は有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲を許可しないものとする。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著で、被害を与える個体が特定されており、当該個体を捕獲することにより被害が大きく軽減される蓋然性が高い場合はこの限りでない。

第4 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲等の場合の許可基準

捕獲実施区域に水鳥又は希少猛禽類の生息地が含まれ、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の使用又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

第5 許可に当たっての条件の考え方

捕獲許可に当たっては、捕獲等をする鳥獣の種類及び生息状況、地域等を勘案し、必要に応じて次のような条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から条件を付すものとする。

また、特定計画に基づく鳥獣の保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する条件を付すものとする。

- (1) 捕獲等の期間、区域、方法の限定
- (2) 鳥獣の種類及び数の限定
- (3) 捕獲物の処理の方法
- (4) 捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持
- (5) 捕獲等を行う際の周辺環境への配慮
- (6) 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法
- (7) その他必要と認められる条件

第6 捕獲許可を受けた者への指導

市長は、は、捕獲許可を受けた者に対し、次のとおり指導するとともに、適正な捕獲等が実施されるよう、必要に応じて捕獲等に立ち会うものとする。

- (1) 許可証等の携帯
捕獲等を実施する際は、許可証（様式7号）又は従事者証（様式8号）を携帯するとともに、個体数調整又は有害鳥獣捕獲の場合には、貸与された腕章を着用すること。

(2) 猶具への標識の装着

捕獲等に使用する猶具（銃器を除く。）ごとに、住所及び氏名又は名称、許可権者名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を、縦1cm、横1cm以上の大ささの文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を装着すること。

ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猶具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猶具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。

(3) 事故の防止

捕獲等を実施する際は、事故防止に万全の対策を講じるとともに、捕獲等の内容（目的、期間、方法、区域、捕獲等する鳥獣名、従事者名及び許可内容）を事前に関係機関及び地域住民等へ周知すること。

特に、一般者が立ち入るおそれのある場所にわなを設置する場合には、(2)の標識に加えて一般者への注意喚起札などを併せて設置すること。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地でわなによる捕獲等を実施する場合には、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するとともに、錯誤捕獲が発生した場合に備えて迅速かつ安全に放獣できる体制を整備すること。

(5) 餌を用いた捕獲等の場合

捕獲等の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いて捕獲等する場合は、当該鳥獣を過度に誘引し、農林業被害等の発生要因となることのないよう留意すること。

(6) 捕獲物又は採取物（以下「捕獲物等」という。）の処理等

① 捕獲物等の処理方法については、捕獲許可申請の際に明らかにするとともに、申請書類に記載された処理方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があるので留意すること。

② 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理し、山野に放置しないこと（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれがある場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。

また、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用すること。

③ 捕獲物等が違法なものと誤認されないよう留意するとともに、特にツキノワグマについては、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、「栃木県クマ類の毛皮等の製品化に係る取扱要領」に基づく目印票（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にすること。

④ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

⑤ 捕獲個体を飼養又は生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録など法に基づく所要の手続のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく手続を行うこと。

⑥ 錯誤捕獲した個体は原則として放鳥獣を行うこと。ただし、錯誤捕獲した外来鳥獣又は

生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うこと。

(7) 捕獲許可を受けた法人への指導

- ① 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳（様式3号）を整備し、従事者を適正に指揮監督すること。
- ② 必要に応じて鳥獣捕獲等事業指示書（様式16号）を交付する等により、各従事者に対し、捕獲等の期間、方法、区域、捕獲等する鳥獣の種類と数量、捕獲等した後の処理方法について指示の徹底を図るとともに、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示すること。
- ③ 従事者に携帯又は着用させる従事者証、指示書及び腕章については、その日の捕獲等終了後に回収及び保管する等により、適正に管理すること。
- ④ 銃器による捕獲等の許可を受けた場合は、（一社）栃木県猟友会長に対し、「猟銃用火薬類無許可譲受票」の交付依頼を速やかに行うこと。

第3章 捕獲等の目的に応じた許可基準等

捕獲許可の審査等に当たっては、第2章に定めるもののほか、捕獲等の目的に応じて次の基準によるものとする。

第1 学術研究を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
研究の目的及び内容	<p>次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>(2) 鳥獣の捕獲等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。</p> <p>(4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。</p>
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	<p>研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）</p> <p>ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。</p>
期間	1年以内
区域	研究の目的を達成するために必要な区域
方 法	<p>次の(1)及び(2)に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている獵法（以下「禁止獵法」という。）ではないこと。</p> <p>(2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。</p>

捕獲等後の措置	<p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>(2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。</p> <p>(3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落すること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。</p>
---------	---

第2 標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
鳥獣の種類・数	<p>標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。</p> <p>ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p>
期間	1年以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	網、わな又は手捕り
捕獲等後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

第3 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。また、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）
期 間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間 なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。
区 域	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法とする。

第4 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	1年以内
区 域	申請者の職務上必要な区域
方 法	禁止猟法は認めない。

第5 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	1年以内
区 域	必要と認められる区域
方 法	禁止猟法は認めない。

第6 個体数調整に係る捕獲等の許可基準

(1) 基本的な考え方

県の管理計画及び同計画に基づき市が作成した特定鳥獣保護管理地域計画（以下「地域計画」という。）の目的が達成されるよう、科学的な根拠に基づき適正に実施されるものとする。

(2) 許可の基準

第2章及び(1)に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人 の従事者を含む)	<p>次の①から④の要件を全て満たす者とし、必要最小限の人数とする。</p> <p>① 使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。ただし、次のア又はイの場合はこの限りでない。</p> <p>ア 法人に対する銃器を使用しない許可であって（銃器を止めさしで使用する場合を除く。）、次の(ア)から(エ)の要件を全て満たす場合</p> <p>(ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。</p> <p>(ウ) 免許を所持しない者は銃器を使用せず、わなの見回り、餌の交換、捕獲等の通報、誤作動した箱わなの再セット、免許所持者の監督下で行うわなの設置・撤去及び止めさしの補助のみに従事すること</p> <p>(エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p>イ わな猟免許を所持する者が、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（鳥獣による被害を受ける農地。ただし、当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあっては、隣接する土地のうち当該農地に達する獸道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む。）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合</p> <p>② 使用する猟法に応じて、規則第67条第2項第1号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。</p> <p>③ 銃器を使用する場合は、原則として市内又は周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りでない。</p> <p>④ 過去において、狩猟事故及び狩猟関係法令の違反がないこと。</p>
鳥獣の種類・数	管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な数(羽、頭、個)
期 間	<p>管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とし、対象種及び捕獲方法に応じて、下表の期間を上限とする。</p> <p>なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>また、狩猟期間中及びその前後に捕獲等を行う場合は、狩猟期間中は一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後は、捕獲行為が行われていないと誤認され事故が生じることがないよう、周辺住民等関係者への事前周知を徹底するものとする。</p>

区 域	管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	<p>次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>① 原則として、法第36条に規定する危険獵法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあってはこの限りでない。</p> <p>② 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況においてニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導に努めるとともに、法第15条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として使用を認めないものとする。</p> <p>④ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない（下表のとおり）。</p>

【表】個体数調整に係る捕獲等の許可期間の上限及び許可対象者

対象種	方 法	期間（上限） （※1）	許可対象者	
			法人	個 人
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	銃 器	1年	○	(※2)
	銃器以外	1年	○	○
ツキノワグマ	銃器・わな	20日	○	

※1 銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とする。

※2 個人の場合は止めさしに限り認めるものとする。

第7 有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可基準

(1) 基本的な考え方

原則として、以下の考え方によるものとする。

① 有害鳥獣捕獲の考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（人身への危害、植生の衰退や在来種の圧迫等の自然生態系の攪乱を含む。以下「被害」という。）の防止、軽減を図るために行うものとする。

また、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合の捕獲（以下「予察捕獲」という。）を含むものとする。

② 被害防除対策との関係等

被害及び防除対策の状況を踏まえ、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によつても被害が防止・軽減できないと認められる場合に許可するものとする。また、捕獲対象鳥獣の個体群の拡散を招く等、様々な影響を及ぼすことを想定した上で慎重に審査するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

③ 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取扱い

全国的に又は県内で被害が生じることがまれで、従来の許可実績が僅少な鳥獣や県レッドリスト掲載種に係る捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲以外の被害防止対策を指導した上で、なお被害が認められる場合には、捕獲の上限等を定めて許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

④ オオタカの取扱い

ア 許可の考え方

原則として許可しないものとする。

ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著で、被害を与える個体が特定されており、当該個体を捕獲することにより被害が大きく軽減される蓋然性が高い場合は、当該地域におけるオオタカ保護への影響を勘案した上で許可するものとする。

イ 許可期間

必要最低限の期間とする。

ウ 捕獲後の処理等

- ・ 捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、自治体が運営している傷病鳥獣救護施設、動物園等、公的機関による飼養を前提とする場合に限り許可するものとし、許可申請書（様式1号）に捕獲後の飼養先となる機関を記載させ、当該機関から受入れの承諾が得られているか確認を行うこととする。
- ・ 公的機関による飼養が困難な場合は、捕殺を許可の条件とし、現地確認や捕殺個体と許可証がともに撮影された写真を提出させる等、捕殺が行われたことを確実に確認することとする。

(2) 捕獲等の区分

有害鳥獣捕獲は、その目的によって予察捕獲と対処捕獲に区分し、予察捕獲を許可する場合は、対処捕獲と区分するため、許可証の目的欄に「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）のため」と記載することとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

① 予察捕獲

常時捕獲等を行って生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ、被害等のおそれがある場合に行う捕獲等であって、威嚇や追い払いの効果を上げることに重点を置いて、被害等の発生前も含めた時期に実施するもの。

② 対処捕獲

被害等が発生した場合に行うもの。なお、ツキノワグマ等の出没により人身への危害のおそれがある場合に実施される捕獲等を含むものとする。

(3) 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察捕獲の対象は、下表（被害発生予察表）に記載された種のうち、市内における被害が甚大であり、過去5年間連續で市内において捕獲等の実績があり、かつ、予察捕獲によっても個体群に大きな影響が出ないと判断される種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

市長は、下表を参考に地域別予察表（様式17号）を作成し、予察捕獲の対象種及び捕獲上限数を明示するとともに、捕獲数、個体群の分布等の動向を踏まえ、毎年度、見直しを行うものとする。

【被害発生予察表】

加害鳥獣名	主な被害農林水産物	被 害 発 生 時 期												被 害 発 生 地 域	備 考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲 対象種	そ の 他
カルガモ	水稻	<			>									県内全域の耕作地域	○	
カラス類	果実類、水稻 野菜類、飼料作物	<					>							県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
スズメ	水稻、麦類	<					>							県南地域の水田地域	○	
ムクドリ	果実類													県南地域の果樹園地域	○	
ヒヨドリ																
キジバト	野菜類、豆類	<					>							県南地域の耕作地域	○	
ドバト	野菜類、豆類	<					>							県南地域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ハクビシン	野菜類、果実類 飼料作物	<					>							県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ニホンジカ	スギ、ヒノキ								<					県北西部から南西部にわたる山地 帶から山麓部の農業地域	○	
ニホンザル	野菜、水稻	<							>							
ツキノワグマ	野菜、イモ類 シタケ	<							>							
イノシシ	水稻、イモ類、野菜	<							>					県内全域の耕作地域	○	
カワウ	アユ	<			>									県内全域の河川・湖沼	○	臭い、樹木枯死等の 被害あり
	アユ以外の魚類	<														

(4) 許可の基準

第2章及び(1)から(3)に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。なお、カワウの捕獲等については、これらに加え、「栃木県カワウ保護管理指針」の定めによるものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	<p>次の①から④の要件を全て満たす者とし、必要最小限の人数とする。</p> <p>① 被害を受けた者若しくは被害を受けるおそれのある者、又はそれらの者から依頼を受けた者であり、使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。</p> <p>ただし、次のアからクのいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>ア ネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く。）、モグラ類の捕獲等を行う場合</p> <p>イ カラス類、ドバトの被害を受けている施設内(敷地を含む。)において、捕獲檻等を使用してカラス類、ドバトの捕獲等を行う場合</p> <p>ウ 栃木県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の登録を受けた者が、小型の箱わなを使用してハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンクを捕獲する場合</p> <p>エ 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンク、ノウサギを捕獲する場合であって、次のいずれかの場合</p> <p>(ア) 住宅敷地内の被害の防止の目的で、当該敷地内において捕獲する場合</p> <p>(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合</p> <p>オ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを</p>

	<p>用いてニホンジカ、イノシシその他の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>カ 森林管理署長等が、昭和 38 年 12 月 4 日付 38 林野造第 2047 号林野庁通達により、農林水産業や生態系への被害防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、市長と協議を行い安全管理に十分留意したうえで捕獲等を行う場合</p> <p>キ わな猟免許を所持する者が、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（被害を受ける農地。ただし、当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあっては、隣接する土地のうち当該農地に達する獸道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む。）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合</p> <p>ク 法人に対する銃器を使用しない許可であって（銃器を止めさしで使用する場合を除く。）、次の(ア)から(エ)の要件を全て満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 (イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。 (ウ) 免許を所持しない者は銃器を使用せず、わなの見回り、餌の交換、捕獲等の通報、誤作動した箱わなの再セット、免許所持者の監督下で行うわなの設置・撤去及び止めさしの補助のみに従事すること (エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。 <p>② 使用する猟法に応じて、規則第 67 条第 2 項第 1 号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。ただし、①のアからカに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>③ 銃器を使用する場合は、原則として市内又は周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りでない。</p> <p>④ 過去において、狩猟事故及び狩猟関係法令の違反がないこと。</p>
鳥獣の種類・数	<p>現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。</p> <p>鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次の①又は②のいずれかに該当する場合のみ対象とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。</p> <p>① 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は、個体の捕獲等だけでは目的が達成できない場合</p> <p>② 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合</p> <p>捕獲等の数は、被害の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。</p> <p>なお、予察捕獲の場合は、地域別予察表に掲載した予察捕獲対象種とし、同表により設定した捕獲上限数の範囲内とする。</p>

期 間	<p>被害が生じている時期のうち最も効果的に防除が実施できる時期において、地域の実情に応じて安全に配慮した適切な期間とする。ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合はこの限りでない。</p> <p>予察捕獲の場合は、地域別予察表により、被害の内容に応じて被害発生前も含めた適切な時期の必要最小限の期間とする。</p> <p>なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>また、狩猟期間中の捕獲等については一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後各 15 日間の捕獲等については、狩猟期間の延長と誤認されたり、捕獲行為が行われていないと誤認されて事故が生じたりすることのないよう、当該期間に捕獲等を実施する必要性を十分に審査するとともに、許可する場合には、周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるものとする。</p> <p>期間の上限は、対象種及び捕獲方法に応じて下表のとおりとする。</p>
区 域	<p>被害の発生状況及び捕獲等の対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、必要かつ適切な範囲とする。</p> <p>被害が複数の市町にまたがって発生する場合は、被害の状況に応じ、市町を越えた広域的な共同捕獲等や捕獲実施期間の連携を行うなど、申請者や関係機関に助言するものとする。</p> <p>鳥獣保護区、休猟区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域における捕獲等は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施の観点から、効率的な方法により実施するよう指導するとともに、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。</p> <p>特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。</p> <p>銃器に係る特定猟具使用禁止区域での銃による捕獲等をやむを得ず行う場合は、必要最小限の区域及び期間とし、安全性の確保に万全の措置を講じさせることとする。</p>
方 法	<p>次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>① 原則として、法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあってはこの限りでない。</p> <p>② 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルについては原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況において、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導するとともに、法第 15 条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として鉛散弾の使用を認めないものとする。</p> <p>④ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない（下表のとおり）。</p>

【表】有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可期間の上限及び許可対象者

対象種	方法	期間（上限） (※1)	許可対象者	
			法人	個人
カルガモ・キジバト・ヒヨドリ・スズメ・ムクドリ	銃器	60日	○	
	銃器以外	60日	○	○
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト	銃器	60日	○	
	銃器・捕獲檻以外	60日	○	○
	捕獲檻	180日	○	○
ノウサギ・タヌキ・キツネ・イタチ（オス）	銃器	31日	○	
	銃器以外	60日	○	○
特定外来鳥獣（タイワンリス・アライグマ・ミンク・ヌートリア等）	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ハクビシン・ノイヌ・ノネコ	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ニホンザル	銃器	90日又は1年 (※2)	○	(※3)
	銃器以外	90日又は1年 (※2)	○	○
ニホンジカ、イノシシ	銃器	1年	○	(※3)
	銃器以外	1年	○	○
ツキノワグマ	銃器・わな	20日	○	
ネズミ・モグラ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く）	銃器以外	180日	○	○
カワウ	銃器	90日	○	
	銃器以外(※4)	90日	○	
上記以外の鳥類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	○
上記以外の獣類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト・カワウのひなの捕獲等又は卵の採取等		180日	○	○
上記以外の鳥類のひなの捕獲等又は卵の採取等		31日	○	○

※1 銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とする。

※2 ニホンザルについては、恒常に被害が発生している場合に限り、許可期間（上限）を1年とする。

※3 個人の場合は止めさしに限り認めるものとする。

※4 カワウをわなで捕獲等する許可については、錯誤捕獲等の発生状況等に問題が生じないことが確認されるまでの間は、試験的な取扱いとする。

第8 その他特別の事由を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、目的ごとに、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
博物館、動物園 その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するため必要な種類及び数(羽、頭、個)	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者で、県内に在住する者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕り
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
その他公益上の必要があると認められる目的	捕獲等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。				

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領」（平成 27 年 5 月 29 日施行）、「鹿沼市個体数調整鳥獣捕獲等許可取扱要領」（平成 27 年 5 月 29 日施行）（以下、これらを合わせて「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の施行日前に受理した申請については、旧要領により処理するものとする。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領により許可しているものについては、この要領により許可したものとみなす。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	先端設備等導入計画の認定	経 No. 269
---------	--------------	-----------

審査基準 基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び条項	中小企業等経営強化法第52条第1項、第4項
	関係条項	中小企業等経営強化法第52条第4項 中小企業等経営強化法施行規則第25条
		中小企業等経営強化法 (先端設備等導入計画の認定) 第五十二条 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 中小企業等経営強化法施行規則 (先端設備等導入計画の認定の申請) 第二十五条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。 2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。 3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。 4 当該先端設備等導入計画の申請日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。 5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
	参考事項	

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	先端設備等導入計画の認定	経 No. 269
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	先端設備等導入計画の変更の認定	経 No. 270
---------	-----------------	-----------

	根拠法令及び条項	中小企業等経営強化法第53条第1項
	関係条項	中小企業等経営強化法施行規則第26条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)</p> <p>第二十六条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であって、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>5 当該先端設備等導入計画の変更の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該変更の申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該変更の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。